

## 変更理由書

## (1) 栃木農業振興地域整備計画の変更理由

栃木農業振興地域整備計画において農用地に指定されている農地について、農用地から除外したいとの申出が有り、関係機関等に意見照会を行ったところ「異議なし」との回答を得たことから、市として除外はやむなしと判断した（下都賀農業振興事務所との事前協議で「適」回答を得ている）。

## (2) 農用地利用計画の変更理由

## ① 農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地	除外理由
1	高谷町字宮脇 312番 313番 314番 317番1 318番	申出地は、高谷町の既存工場及び駐車場に接する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 工場の敷地拡張を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第13条第2項に基づき適当であると判断する。
2	樋ノ口町字綾川東 53番1 53番2	申出地は、樋ノ口町に存する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 駐車場の周辺に工場の収用移転を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第13条第2項に基づき適当であると判断する。
3	大平町北武井字大明神 795番1の一部 795番2の一部	申出地は、大平町北武井の既存集落に接する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 親族所有地に一般住宅を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第13条第2項に基づき適当であると判断する。
4	都賀町家中字福富 3669番1の一部	申出地は、都賀町家中の既存集落に接する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 親族所有地に一般住宅を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第13条第2項に基づき適当であると判断する。
5	西方町金井字今宿裏 2331番	申出地は、西方町金井の既存集落に接する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 事務所の隣接地に資材置場を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第13条第2項に基づき適

		当であると判断する。
6	惣社町字川原 1676 番 1 1676 番 2 1677 番 1680 番 1683 番 1 1683 番 2 1683 番 4 1684 番 2	<p>申出地は、惣社町の既存住宅および駐車場に接する農地である。</p> <p>土地改良事業は行われていない。</p> <p>事業所から道路を挟んで隣接する土地に工場の敷地拡張を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。</p> <p>申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第 13 条第 2 項に基づき適当であると判断する。</p>
7	志鳥町字愛宕前 500 番 1 の一部	<p>申出地は、志鳥町の既存住宅に接する農地である。</p> <p>土地改良事業は行われていない。</p> <p>親族所有の土地に一般住宅の新築を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。</p> <p>申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第 13 条第 2 項に基づき適当であると判断する。</p>
8	細堀町字榎道 123 番 2	<p>申出地は、志鳥町の既存住宅に接する農地である。</p> <p>土地改良事業は行われていない。</p> <p>住宅の敷地拡張を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。</p> <p>申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第 13 条第 2 項に基づき適当であると判断する。</p>
9	大光寺町字ザル内 738番1の一部 惣社町字下川岸 2157番1の一部 2158番2の一部	<p>申出地は、大光寺町及び惣社町に存する農地である。</p> <p>土地改良事業の完了から 8 年以上経過している。</p> <p>申出地は概ね 20 年以上耕作をしていない状態で住宅敷地になっているとの理由から、農業委員会で非農地証明の交付が見込まれるため、農振法第 13 条第 1 項に基づき農用地区域外とすることが適当であると判断する。</p>
10	藤岡町部屋字星ノ宮 257 番	<p>申出地は、藤岡町部屋に存する農地である。</p> <p>土地改良事業の完了から 8 年以上経過している。</p> <p>申出地は概ね 20 年以上耕作をしていない状態で住宅敷地になっているとの理由から、農業委員会で非農地証明の交付が見込まれるため、農振法第 13 条第 1 項に基づき農用地区域外とすることが適当であると判断する。</p>